

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業の社会的責任を重要視し、法令遵守はもとより企業倫理について常に高い意識を持つことが重要と考えております。「パスポートのビジネスにかかわるすべての人々がハッピーになる」という企業理念のもと、お客様、株主、取引先、従業員と対話を繰り返し、常に最善の道を歩む努力を続けてまいります。また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、当社は経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築及び経営の透明性が重要と考えております。

1) 当社では、激しく変化する経営環境に対応し、会社の抱える課題に迅速かつ的確に対処するため、「MM会」と呼ばれる定例会を毎週開催しております。当会は、取締役メンバーに加え、社長及び取締役から指名された者が各担当部署の状況報告を行なうとともに、重要な経営課題について検討しております。

2) 取締役会は、取締役4名によって構成されており、定時取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて随時開催しております。社外取締役はおりませんが、取締役会には監査役が出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行の妥当性、効率性を検証するなどの経営監視を行なっております。また、当社の取締役の任期は定款で1年と定めており、経営責任を明確に示せる体制となっております。

3) 当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、3名により構成され、うち2名は社外監査役であります。各監査役は、監査役会が定めた監査方針・業務の分担等に従い、取締役会への出席、業務や財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行なっております。

4) 内部監査につきましては、内部監査室社員1名が中心となり、定期的に社内規程や法令の遵守状況について、店舗及び各部署を巡回することにより、牽制機能が働いております。

5) 会計監査におきましては、平成28年6月6日付で開示しました「一時会計監査人の選任のお知らせ」のとおり、平成28年6月6日開催の監査役会において、親会社である健康コーポレーション株式会社と同一の会計監査人である東邦監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。

6) 内部統制の整備・運用・評価に当たっては、内部統制事務局を組織し、継続的に改善する体制を構築しております。さらに、代表取締役社長を責任者とし、MM会メンバーで構成された内部統制委員会を設置し、内部統制事務局からの評価を統括しております。

7) 法令遵守につきましては、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士などの社外の有識者に必要に応じて相談する体制をとっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社パスポートライフ	1,268,680	24.07
水野 純	697,340	13.23
鈴木 忠光	123,150	2.33
株式会社みずほ銀行	60,000	1.13
水野 由美子	53,570	1.01
大竹 秀達	52,800	1.00
株式会社ダイゴ・クリエイト	50,000	0.94
久保田 勝美	43,440	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	40,000	0.75
広瀬 薫	33,200	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

当社は、平成28年4月18日の取締役会において、健康コーポレーション株式会社との間で資本業務提携契約締結及び第三者割当による新株式発行を決議し、平成28年5月26日開催の当社定時株主総会において承認されており、平成28年5月27日を払込期日として健康コーポレーション株式会社を割当先とする第三者割当による新株式9,730,000株を発行することにより、健康コーポレーション株式会社は、当社の主要株主となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は必要に応じて内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大竹 秀達	弁護士													
田中 弘之	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大竹 秀達	○	——	社外監査役大竹秀達氏は、弁護士であり、法令等に関する専門的知識をもって経営監視を行うため、また、一般株主を保護する観点から一般株主と利益相反する恐れがなく、独立性が担保されていることと判断し、独立役員として指定しました。
田中 弘之		——	社外監査役田中弘之氏は、雑貨業界に精通し、企業経営に関する知識・経験が十分であり、営業・商品・店舗開発をはじめとした幅広い管理統括業務の実績を有していることから、監査役としてコーポレートガバナンスの充実・確立に貢献していただけるものと判断し、社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1 名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬規程に準じて運営しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

——

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては人事総務部が担当部署として、会議資料その他の配布及び説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

重要な意思決定を必要とされる業務執行については、毎週行われる定例会に付議され、社内規程に従って議事録もしくは稟議書の形式で記録を残しております。監査・監督・指名・報酬決定等については、取締役会議長の提案に基づき取締役会で十分に審議されております。会計監査におきましては、平成28年6月6日付で開示しました「一時会計監査人の選任のお知らせ」のとおり、平成28年6月6日開催の監査役会において、親会社である健康コーポレーション株式会社と同一の会計監査人である東邦監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、4名の取締役で構成されており、定時取締役会を毎月開催するとともに必要に応じて随時開催しております。社外取締役はおりませんが、取締役会には監査役が出席して意見を述べるほか、取締役の業務遂行の妥当性、効率性を検証するなどの経営監視を行っております。また、監査役会を設置し、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行っております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、公正な監督機関として機能しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会については、第2四半期及び期末決算期の計2回実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.passport.co.jp/)に決算情報、適時開示資料とアナリスト向け決算説明会の資料及び当日のビデオ映像を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部経営管理課(03-3494-4497)が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営理念に基づき「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令・定款・社内規程を遵守することを徹底する。
- (2) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることにより、その実効性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、必要ある場合はこの規程に基づき、文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントの確立に向けて、当社をとりまくリスクを想定し、リスクの予防及び危機発生時の迅速、的確な対応できる組織、体制、規程等を整備する。
- (2) 新たに生じたリスクもしくは重大なリスクが予見された場合は、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じる。
- (3) 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、人事総務部を主管部門とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営方針を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び予算の設定を行う。また、目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行なう。
- (2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 取締役会機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役・常勤監査役・その他検討事項に応じて責任者等が出席するMM会を毎週1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し、慎重な意思決定を行なう。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範となる「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの強化のための指針とする。
- (2) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査し、社長、MM会、監査役に報告する。
- (3) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見し、それを告発しても、不利益な扱いを受けない内部通報制度を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ指名することができる。
- (3) 指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役、担当取締役は、取締役会、MM会等の会議において、担当業務の執行状況を随時報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査役に対して速やかに報告する。また、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況についても適宜報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査役全員によって構成される監査役会を設置し、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。
- (2) 監査役は、内部監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調査等を求めることができる。
監査役は必要に応じ内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行ない、効率的な監査を実施する。
- (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、MM会等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

9. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
・社内規則の整備状況
反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定める。
・対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
人事総務部を反社会的勢力対応の総括部署として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。
・外部の専門機関との連携状況
定期的な警察署への訪問・連絡等を行ない、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行なう。更に、「特殊暴力防止対策連合会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行ない、万に備えた体制強化を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、会計監査人を設置し、「財務報告の基本方針」に基づき金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行なう。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)のうち、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年度法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省第6号)の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、また、監査役会は13回、MM会は52回、内部統制事務局による重要事項に対する意見交換を3回開催し、内部統制委員会に報告を行っております。
- (2) 監査役会は、監査役会において定めた、監査方針及び監査基本計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内

部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3)内部監査室は、内部監査年間計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としています。

反社会的勢力排除に向けた整備状況については、反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示社内体制の概要

1. 適時開示に関する方針

当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示が行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資家への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 会社情報の適時開示に関する責任者について

適時開示に関する責任者については、常務取締役管理本部長が情報開示担当役員として、会社情報の適時開示を行っています。

(2) 会社情報の適時開示の時期について

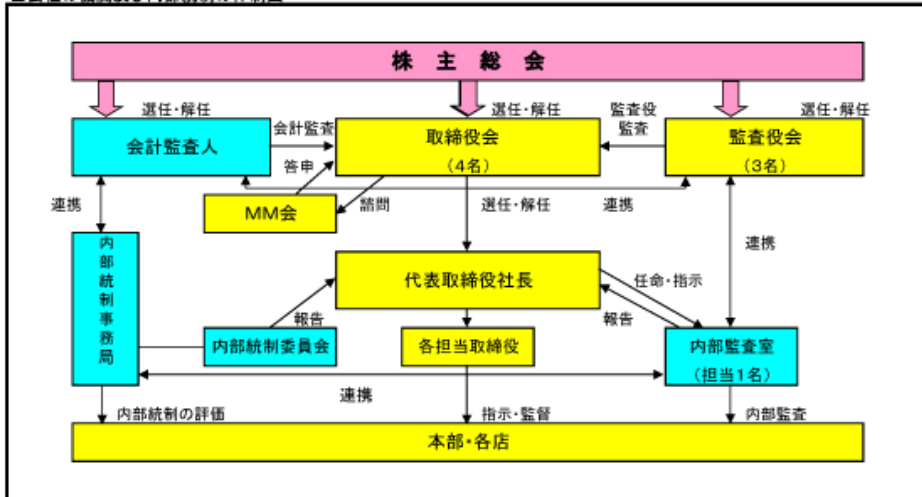
適時開示の時期については、適時開示が必要となる会社情報に関して、原則として取締役会の決議等、開示すべき情報が確定した時点で、速やかに当該情報を開示いたしております。また、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと思われる事項につきましては、確定していない情報につきましても、当該事項の発生段階で代表取締役の判断により速やかに当該情報を開示する場合があります。

(3) 開示すべき情報の判断について

情報開示担当役員が法令並びに関係諸規則を鑑み、開示すべき情報が発生若しくは確定していないか判断しています。判断の際には、東京証券取引所の指針に照らし合わせるほか、公認会計士や弁護士等、社外の有識者に必要に応じて相談する体制をとっております。

情報開示担当役員は、月例取締役会若しくは臨時取締役会で開示内容の報告を行い、情報開示担当役員以外の取締役・監査役が、開示が適切に行われているかどうかの牽制を行っています。

■会社の機関及び内部統制の体制図



■会社の適時開示体制の概要図

